

平成27年度大阪府職員採用選考案内
【社会福祉職・心理職・児童自立支援専門員職・児童生活支援員職】

《受付期間》

◇インターネット 平成27年11月6日（金）～ 平成27年11月30日（月）

（開始日は午前10時から、最終日は午後6時まで）

◇郵送又は持参 平成27年11月6日（金）～ 平成27年12月4日（金）【当日消印有効】

（郵送の場合は封筒の表に「採用選考受験」と赤字で記入し、必ず『簡易書留』で郵送してください。）

平成27年11月6日

大 阪 府

《お知らせ》

社会福祉職は平成27年度より、精神保健福祉士の資格を有する人（資格取得見込みの人含む）を受験可能とする等、受験資格を変更しました。詳細は、下記「2 受験資格」をご覧ください。

公務員試験のための「特別な勉強」をしていない方でもチャレンジしやすい選考制度です。

教養考査の「択一式」がありません！

（第1次選考）◇教養考査（小論文）・専門考査（記述式）

（第2次選考）◇個別面接・集団討論・模擬インタビュー

（社会福祉職・心理職のみ集団討論・模擬インタビューを実施）

【選考日時】 第1次選考 平成27年12月20日（日）

第2次選考 平成28年 2月 2日（火）から

平成28年 2月 8日（月）のうちいずれか1日【予定】

【結果発表】 第1次選考 平成28年 1月25日（月）【予定】

第2次選考 平成28年 2月18日（木）【予定】

1 選考職種及び採用予定人員

○社会福祉職	15名程度	○心理職	10名程度
○児童自立支援専門員職	若干名	○児童生活支援員職	若干名

※採用予定人員については、今後変わることがあります。

2 受験資格

※受験資格については、『職種共通』の受験資格と、後に記載する『職種別』の受験資格の両方を備えることが必要です。

職種共通

○次のいずれか一つに該当する人は、受験できません。

- 1 成年被後見人、被保佐人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含みます。)
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 3 大阪府において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

○日本国籍の有無は問いません。

※日本国籍を有しない職員は公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

※日本国籍を有しない人は、申込みの際、氏名欄に原則として本名を記入してください。

職種別

<社会福祉職>

○昭和50年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人

- a. 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)若しくは大学院又はこれと同等と人事委員会が認める学校において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業又は修了した人(平成28年3月卒業(修了)見込みの人を含む。)

※大学の教育学部若しくは教育学科又は教育大学において、小・中学校教員養成課程又は養護教育諸課程を専修した人及び他学部で教員免許取得単位を履修した人でも、上記受験資格を満たさない人は受験できません。

- b. 国立障害者リハビリテーションセンター学院の児童指導員科(旧国立秩父学園附属保護指導職員養成所の児童指導員科を含む。)を卒業した人(平成28年3月卒業見込みの人を含む。)
- c. 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所養成部(旧国立武蔵野学院附属教護事業職員養成所養成部を含む。)を卒業した人(平成28年3月卒業見込みの人を含む。)
- d. 上智社会福祉専門学校社会福祉専門課程社会福祉士・児童指導員科を卒業した人(平成28年3月卒業見込みの人を含む。)
- e. 社会福祉士の資格を有する人(資格取得見込みの人(平成28年3月末までに社会福祉士の登録手続きが可能な人)を含む。)
- f. 精神保健福祉士の資格を有する人(資格取得見込みの人(平成28年3月末までに精神保健福祉士の登録手続きが可能な人)を含む。)

<心理職>

○昭和50年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)若しくは大学院又はこれと同等と人事委員会が認める学校において、心理学を専修する学科を修め、卒業又は修了した人(平成28年3月卒業(修了)見込みの人を含む。)

<児童自立支援専門員職>

○昭和50年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかに該当する人若しくはその他児童自立支援専門員資格を取得している人(資格取得見込みの人を含む。)

- A 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所養成部(旧国立武蔵野学院附属教護事業職員養成所養成部を含む。)を卒業した人(平成28年3月卒業見込みの人を含む。)
- B 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)若しくは大学院又はこれと同等と人事委員会が認める学校において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科を修めて卒業又は修了し、児童自立支援事業(※1)(少年院を含む。)に1年以上従事した人又は別記(※2)に定める期間の合計が2年以上である人
- C 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した人、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた人若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した人又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した人で児童自立支援事業(※1)(少年院を含む。)に3年以上従事した人又は別記(※2)に定める期間の合計が5年以上である人
- D 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する人で、児童自立支援事業(※1)(少年院を含む。)に1年以上従事した人又は2年以上教員としてその職務に従事した人

<児童生活支援員職>

○昭和50年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかに該当する人

- A 保育士資格を有する人(平成28年3月末までに資格取得見込みの人を含む。)
- B 社会福祉士の資格を有する人(資格取得見込みの人(平成28年3月末までに社会福祉士の登録手続きが可能な人)を含む。)
- C 3年以上児童自立支援事業(※1)(少年院を含む。)に従事した人

※1 児童自立支援事業とは、児童福祉法に基づく児童自立支援施設、児童養護施設等における業務及び児童自立生活援助事業を指しています。

※2 別記

ア)児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業に従事した期間

イ)社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ)社会福祉施設職員として勤務した期間(上記ア又はイに該当する期間を除く。)

3 選考日及び選考会場

- 第1次選考 日 時 平成27年12月20日(日) 午前9時40分集合
※受付は午前9時から開始します。
受付を終えて、午前9時40分までに指定された試験室内に着席してください。
- 選考会場 大阪府咲洲庁舎40階又は41階 大阪府職員研修センター【8ページ参照】
[所在地:大阪市住之江区南港北1-14-16]
※集合場所(40階又は41階)は、受験票に記載してお知らせします。
- 持参物 大阪府職員採用選考受験票
筆記用具(鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、ボールペン)、時計
- 第2次選考 日 時 平成28年2月2日(火)～2月8日(月)のいずれか1日【予定】
選考会場 詳細については、第1次選考合格者に通知します。

※第1次選考・第2次選考ともに集合時間までに試験室に入室していない人は受験できません。

ただし、公共交通機関の不通・遅れによる場合は、当該公共交通機関発行の遅延証明書の提出を条件として、受験を認める場合があります。

※選考の延期等の確認方法

大阪府職員採用選考案内ホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/senkou/index.html>)から確認することができます。

4 選考方法

- 第1次選考 教養考査(小論文)(1時間)・・・社会事象に対する基礎的知識や論理的思考力、文章作成力などを問います。
専門考査(記述式)(1時間30分)・・・必要な専門知識について出題します。
- 第2次選考 個別面接・・・理解力、表現力などについて面接をします。
集団討論・・・6～9人程度のグループで与えられた課題についての討論・意見のとりまとめ等を行います。
模擬インタビュー・・・与えられたテーマについて相談機関の職員役として相談者役への聴き取りを行い、聴き取った内容について、面接官への報告等を行います。
〔集団討論及び模擬インタビューについては社会福祉職・心理職のみ実施〕

※試験科目には合格基準を定めており、各試験科目で一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の得点にかかわらず、不合格となります。

《過去の試験問題について》

平成22年度～平成27年度(選考終了したものまで)の問題は、大阪府職員採用選考案内ホームページに掲載しています。

※平成23年度の選考から、第1次選考の教養(択一)は廃止しました。

※心理職の集団討論は、平成24年度以前の試験問題はありません。また模擬インタビュー(社会福祉職のみ)は平成27年度から実施しています。

5 申込方法等

第1次選考受験申込必要書類

下記に記載する(1)インターネットによる申込み又は(2)郵送又は持参による申込み、どちらの場合も第1次選考受験申込必要書類1～3を、平成27年12月4日(金)までに6ページに記載の【申込先】まで提出してください。(郵送の場合は当日消印有効)

1 大阪府職員採用選考申込書
該当箇所に写真(上半身、脱帽、正面向、半年以内に撮影したもので縦 4cm×横 3cm のサイズ)を貼付してください。

2 郵便はがき1枚(裏面に「大阪府職員採用選考受験票」を貼付したもの)
[はがきの表面] 返信のための申込者の郵便番号、住所及び氏名を記入してください。
(氏名の後に「様」を記入してください。採用選考の受験番号通知用に使用します。)
[はがきの裏面] 必要事項を記入した「大阪府職員採用選考受験票」を貼付してください。

3 受験資格を証明する書類

<社会福祉職>

【aの受験資格で受験申込みをする人】

- ・卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書[平成28年3月卒業(修了)見込みの人]
- ・上記卒業(修了)課程にかかる成績証明書

【b～dの受験資格で受験申込みをする人】

- ・卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書[平成28年3月卒業(修了)見込みの人]

【eの受験資格で受験申込みをする人(既取得者)】

- ・社会福祉士登録証の写し

【eの受験資格で受験申込みをする人(取得見込者)】

- ・a～dの受験資格を満たす場合
→上記a～dの受験資格で受験申込みをする人と同じ書類
- ・a～dの受験資格を満たさない場合
→社会福祉士の受験資格を確認するのに必要な書類(卒業証明書又は卒業見込証明書、成績証明書及び
在職証明書等)

【fの受験資格で受験申込みをする人(既取得者)】

- ・精神保健福祉士登録証の写し

【fの受験資格で受験申込みをする人(取得見込者)】

- ・a～dの受験資格を満たす場合
→上記a～dの受験資格で受験申込みをする人と同じ書類
- ・a～dの受験資格を満たさない場合
→精神保健福祉士の受験資格を確認するのに必要な書類(卒業証明書又は卒業見込証明書、成績証明書及び
在職証明書等)

<心理職>

- ・卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書[平成28年3月卒業(修了)見込みの人]
- ・上記卒業(修了)課程にかかる成績証明書

<児童自立支援専門員職>

【Aの受験資格で受験申込みをする人】

- ・卒業証明書又は卒業見込証明書[平成28年3月卒業見込みの人]

【Bの受験資格で受験申込みをする人】

- ・卒業(修了)証明書
- ・上記卒業(修了)課程にかかる成績証明書
- ・在職証明書等の実務経験を証明する書類

【Cの受験資格で受験申込みをする人】

- ・卒業(修了)証明書
- ・在職証明書等の実務経験を証明する書類

【Dの受験資格で受験申込みをする人】

- ・教員免許の写し
- ・在職証明書等の実務経験を証明する書類

【その他 児童自立支援専門員資格で受験申込みをする人】

- ・医師免許の写しや社会福祉士登録証の写し等の児童自立支援専門員資格(資格取得見込みを含む)を証明する書類

<児童生活支援員職>

【Aの受験資格で受験申込みをする人 (既取得者)】

- ・保育士資格証明書の写し又は保育士証の写し[A4サイズに拡張したもの。]

【Aの受験資格で受験申込みをする人（取得見込者）】

- ・保育士資格取得見込み証明書〔平成28年3月卒業（修了）見込みの人〕
- ・厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設の卒業（修了）見込証明書〔平成28年3月卒業（修了）見込みの人〕

【Bの受験資格で受験申込みをする人（既取得者）】

- ・社会福祉士登録証の写し

【Bの受験資格で受験申込みをする人（取得見込者）】

- ・A、Cの受験資格を満たす場合
→A、Cの受験資格で受験申込みをする人と同じ書類
- ・A、Cの受験資格を満たさない場合
→社会福祉士の受験資格を確認するのに必要な書類（卒業証明書又は卒業見込証明書、成績証明書及び在職証明書等）

【Cの受験資格で受験申込みをする人】

- ・在職証明書等の実務経験を証明する書類

※上記1（大阪府職員採用選考申込書）、2（大阪府職員採用選考受験票）については、大阪府職員採用選考案内ホームページ（<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/senkou/index.html>）からダウンロードできます。

※申込時点で上記3（受験資格を証明する書類）の氏名に変更のある場合は、変更が確認できる書類を併せて提出してください。

【変更を確認できる書類の例】

- ・戸籍抄本（原本）、婚姻届の受理証明書（原本）
- ・運転免許証の両面の写し（氏名の変更が確認できる場合のみ）等

※上記3（受験資格を証明する書類）が日本語以外で作成されている場合は、翻訳会社等の法人による日本語訳及び翻訳証明書を添付してください。

※第1次選考までの間に、提出された上記3（受験資格を証明する書類）の内容を確認します。
確認の結果、受験資格を満たさないことが明らかとなった場合は、受験できません。

(1) インターネットによる申込み

①ホームページよりID取得、受験申込み ⇒ ②申込書・受験票のダウンロード・印刷 ⇒ ③郵送又は持参

受付期間 平成27年11月6日（金）午前10時～平成27年11月30日（月）午後6時

- 申込方法
- ①大阪府職員採用選考案内ホームページ（<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/senkou/index.html>）から「平成27年度大阪府職員採用選考案内（社会福祉職・心理職・児童自立支援専門員職・児童生活支援員職）」を選択し、『インターネットでの受験申込み』より申込者IDを取得のうえ、受験申込みを行ってください。
受験申込みが受理されると、受付完了の電子メールを送信します。必ず、受付完了のメールを確認してください。（土日祝日を除き2日以上過ぎても、返信がない場合は、「ピピっとライン」（TEL:06-6910-8001）までお問合せください。）
 - ②メールが届きましたら、記載されている「手続きのトップページ」のURLもしくは、大阪府職員採用選考案内ホームページ内の『インターネットでの受験申込み』より「3.内容の確認」画面からログインし、「大阪府職員採用選考申込書・受験票」をダウンロードし、印刷してください。
 - ③平成27年12月4日（金）までに4～5ページの【第1次選考受験申込必要書類（1～3）】を【申込先】まで郵送又は持参してください。郵送の場合は、封筒の表に「採用選考受験」と赤字で記入し、必ず「簡易書留」で郵送してください。【当日消印有効】

(2) 郵送又は持参による申込み

①選考案内入手又はホームページより選考案内を印刷 ⇒ ②必要事項記入 ⇒ ③郵送又は持参

受付期間 平成27年11月6日（金）～平成27年12月4日（金）【当日消印有効】

持参の場合は午前9時～午後6時（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

- 申込方法
- ①平成27年12月4日（金）までに4～5ページの【第1次選考受験申込必要書類（1～3）】を【申込先】まで郵送又は持参してください。
 - ②郵送の場合は封筒の表に「採用選考受験」と赤字で記入し、必ず「簡易書留」で郵送してください。（選考案内は、「大阪府職員採用選考案内ホームページ」（<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/senkou/index.html>）からダウンロードできます。）

【申込先】 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目(大阪府庁別館6階)

大阪府 福祉部 福祉総務課 人事グループ

【受験票の発送】

受付期間終了後、受験番号と集合場所(大阪府職員研修センター 40階又は41階)を記載した受験票を発送しますので、第1次選考当日持参してください。

受験票が、平成27年12月17日(木)までに届かない場合は、「ピピっとライン」(TEL:06-6910-8001)までお問合せください。

6 合格者の発表

○第1次選考 発表日 平成28年1月25日(月)【予定】

○第2次選考 発表日 平成28年2月18日(木)【予定】

【発表方法】 合否にかかわらず、有効受験者全員に郵送で結果を通知します。

また、合格者の受験番号を発表日の午前10時に大阪府職員採用選考案内ホームページ

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/senkou/index.html>)に掲載する予定です。

7 採用

＜社会福祉職＞

最終合格者は、平成28年4月1日又は平成28年度途中(随時)に分けて採用する予定です。

＜心理職・児童自立支援専門員職・児童生活支援員職＞

最終合格者は、原則として平成28年4月1日に採用する予定です。

ただし、いずれの職種においても、採用時において、「受験資格」を満たさない場合には採用されません。また、受験申込時において、卒業(修了)見込み・資格取得見込みで、卒業(修了)できなかった・資格取得できなかった場合は採用されません。

8 勤務条件等

○現行制度に基づき、平成27年4月1日付採用となった場合の給与(初任給)例

平成27年3月大学卒業の場合、月額200,600円程度(地域手当含む。)です。

〔初任給は、経歴その他に応じて一定の基準により決定されます。また、給料の月額以外に、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。〕

○職務内容

＜社会福祉職＞

府子ども家庭センター等の行政機関において相談支援業務等に、又は、社会福祉施設において生活支援業務等に従事します。(一部の行政機関及び入所施設においては、交替制による夜間勤務又は当直勤務があります。)

＜心理職＞

府子ども家庭センター等の行政機関において心理判定業務又は相談支援業務等に、若しくは社会福祉施設において生活支援業務等に従事します。(一部の行政機関及び入所施設においては、交替制による夜間勤務又は当直勤務があります。)

＜児童自立支援専門員職＞

児童自立支援業務に従事します。

＜児童生活支援員職＞

児童生活支援業務に従事します。

○勤務先

＜社会福祉職・心理職＞

府子ども家庭センター等の行政機関、社会福祉施設等(府立砂川厚生福祉センター、府立障がい者自立センター、府中央子ども家庭センター一時保護所、府立修徳学院、府立子どもライフサポートセンター等)

＜児童自立支援専門員職・児童生活支援員職＞

府立修徳学院等

※府立修徳学院(大阪府柏原市大字高井田 809-1(JR大和路線「高井田」駅下車10分))は、児童福祉法に規定する児童自立支援施設です。

○勤務時間

<社会福祉職・心理職>

原則として午前9時から午後5時30分又は午前9時15分から午後5時45分まで(午後0時15分から午後1時まで休憩時間)となっており、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休みとなります。ただし、これらの条件は、勤務先により異なる場合があります。

<児童自立支援専門員職・児童生活支援員職>

原則として、一週につき38時間45分勤務で児童の教育及び指導に従事し、常に児童と起居を共にします(住み込み勤務)。ただし、これらの条件は、勤務場所により異なる場合があります。

○休暇

年次休暇(年間20日、残日数は20日を限度として翌年に繰越します。ただし、採用の年は、4月1日付採用の場合で、年末までの間に15日となります。)のほか、病気休暇、特別休暇(夏期・結婚・出産等)、介護休暇があります。

9 その他

○受験上の配慮(点字受験、車椅子の使用や拡大文字による受験等)が必要な場合は、必ず申込書の「受験上の配慮を要する事項の有無」欄の「有」に○印を記入してください。

○選考会場周辺で試験結果の通知サービス等を案内している業者は、大阪府とは一切関係ありません。

○申込書に記載された情報は、大阪府職員採用選考実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。

また、大阪府個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

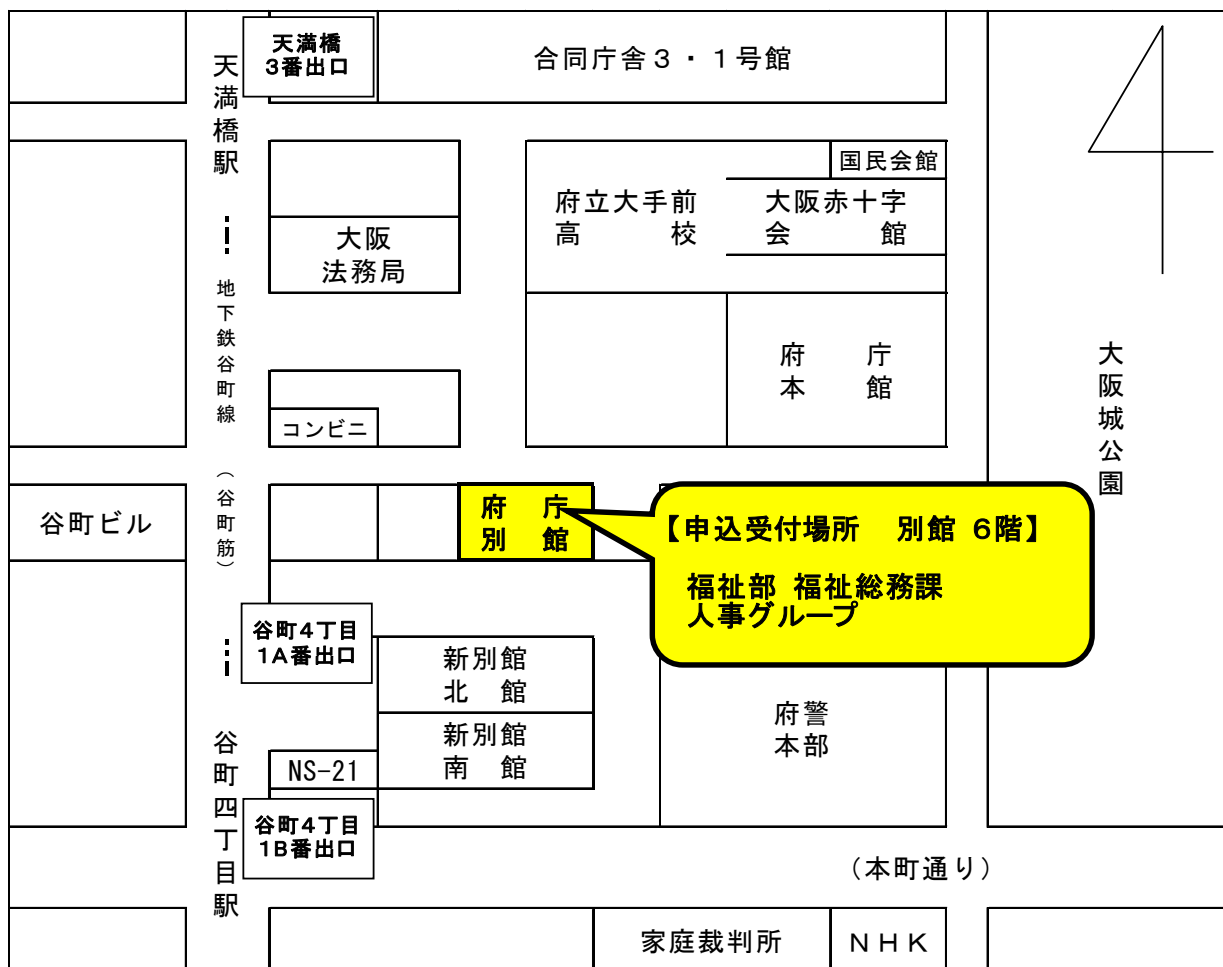
○日本国籍を有しない人は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

○お問合せ先 府民お問合せセンター「ピピっとライン」 TEL:06-6910-8001

平日午前9時～午後6時 土日祝日、年末年始休み

大阪府職員採用選考案内ホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/senkou/index.html>)

申込受付場所(府庁別館6階)案内図 [所在地:大阪市中央区大手前2丁目]



選考会場(府咲洲庁舎)案内図 [所在地:大阪市住之江区南港北1-14-16]



※第1次選考集合場所は、府咲洲庁舎 大阪府職員研修センター 40階又は41階です。

集合場所は、受験票に記載してお知らせします。

※選考会場への自動車、単車の乗入れや選考会場周辺での駐車は禁止されています。

選考会場へは、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。